

平成21年度給与改定に係る期末・勤勉手当の支給割合

1 平成21年12月支給分

一般職

①再任用職員以外の職員

期末手当	勤勉手当	合計(12月期)
1.6月→1.45月 (▲0.15月)	0.75月→0.70月 (▲0.05月)	2.35月→2.15月 (▲0.20月)

②再任用職員

期末手当	勤勉手当	合計(12月期)
0.85月→0.80月 (▲0.05月)	0.40月 (変更なし)	1.25月→1.20月 (▲0.05月)

③任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当(12月期)
1.8月→1.6月 (▲0.20月)

2 平成22年以降

一般職

①再任用職員以外の職員

6月期			12月期			年間		
期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
1.25	0.7	1.95	1.50	0.7	2.20	2.75	1.40	4.15

②再任用職員

6月期			12月期			年間		
期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
0.65	0.35	1.00	0.85	0.35	1.20	1.50	0.70	2.20

③任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当		合計
6月期	12月期	
1.45月	1.65月	3.10月

今年度内の月例給・住居手当のマイナス改定を阻止する

時短実施と特別休暇・特勤手当改悪反対の取り組みを強化しよう

今季秋季年末闘争は、不当な府人勧の不服、独自カットの撤回、勤務時間の短縮、非常勤講師など非常勤職員の待遇改善、特別休暇の改悪反対などの要求実現に向けて、府下8ブロックでの府民宣伝、2次の決起集会・デモなどの取り組みをすすめ、橋下「行革」のねらいと本質を広く府民に訴え、口実にする一方で、移転案が二度にわたって否決されたWTC購入に85億円の税金を投入しようとする橋下知事の府政運営を厳しく批判、1万9267筆におよぶ署名を背景に、賃金要求にまともに応えない当局を追及しました。最終回答は、一時金の0.35カ月削減を行うなど、この間の一時金4%カット、給与独自カットとあわせ、職員の生活を直撃するものであり、断じて許せるものではありません。また、「特別休暇や特勤手当の見直しを今季交渉終了後、速やかに提案」することを明言しており、これまでに前例のない極めて不誠実な回答となっています。しかし、この間の私たちの粘り強い職場からの運動によって、給料の引下げや住居手当の廃止については、実施しないことも視野に入れ2月を目途に判断するとして、今年度内の月例給の改定はしない。また、勤務時間短縮についても2月議会での条例改正を目指す。パワハラ指針については年度内を目途に作成、服喪休暇の見直しについては、子に係る付与日数を当初提案5日を7日に変更させるなど一定の成果をあげています。

府労組連は、今回の到達点を確認し、今後提案される「特別休暇や特勤手当の見直し」についても、職場実態に基づいて、その必要性や正当性を明らかにし、折衝・交渉に臨み、引き続き職員・組合員の切実な要求実現をめざすとともに、働くルールの確立などの国民的な運動と結んで、橋下府政転換のたたかいをいっそう強化します。

秋 季 年 末 闘 争

秋の自治労連共済拡大キャンペーン
組合新規加入者全員に「セット10型」プレゼント

自治労連共済は組合員の相互扶助事業として発足し、組合員と家族の「リスク」に対し安い掛け金で厚い保障を実現し、信頼と実績を築いていきました。今年も新規採用者に向けた組合新規加入者や新たにセット共済・火災共済の加入者に素敵なプレゼントがあります。

1 新規採用者に向けたキャンペーン

(1) 実施期間 2009年10月1日～12月10日まで
(2) 対象者
① 2007年4月以降採用者で、2007年4月1日～2009年12月10日まで
② 2003年以降採用者で、2003年4月1日～2007年3月31日までに
組合に加入した組合員(現在、組合員で共済未加入)

2 加入者への特典

組合新規加入者全員に「セット共済：10型」(月1040円掛金)を基本的に1年間プレゼントします。

①以外で、セット共済および火災共済新規(追加物件)新規加入者

拡大期間中(2009年10月1日～12月10日)にセット共済に新規加入した「組合員および家族」、並びに火災共済に新規加入(追加物件加入)した場合にもれなく1000円の図書カード。また新規加入者の中から、抽選で5名に1万円の商品券(火災共済と併せて)。

児童福祉の現状 38

健康福祉支部相談所分會書記長 神夏磯 保

「面接室で親の怒声！」が、月に何度か起こります。時には、面接室から飛び出し、威嚇しながら暴力的な姿勢を取る親もいて、担当者のみならず応援職員も一緒に泣いて止まる事態も発生しています。

私も、応援に入った際、顔面と足を蹴られることもありました。

社会問題化した児童虐待の防止のため、新たに法律も施行されましたが、私の感想では、法律施行と比例して、親等が怒声・威嚇する件数が増加しています。

何故なら、虐待が発生し通告があった際、通告内容から分離必要と判断されれば、安全確保の観点から、まず児童を保護し、その後、親等と保護したことも含めての面談をすることが多いので、「勝手に保護した」と怒りもあらわにぶつけてこられます。

同時に法律上、児童虐待相談の第一義的窓口は市町村となっていますが、役割や権限が児童相談所に実質一極集中化された法律内容ですので、親等の怒声・威嚇も当然児童相談所に集中することになります。

私は、親等から怒声・威嚇されても、児童虐待防止上現行のシステムが最良であると認識できるならば継続もやむなしと思えます。

しかし、特に、「児童の安全確認機能」や「親の安全確認機能」が同様に圧倒的アンケート結果でした。

次に、「親指導」面では、①家庭裁判所の調停機能を活用できるようにする
②調停役を果たす第三者機関を新たに創設する、
③児童虐待防止に先駆的に取り組んでいる欧米先進国では、上記アンケート結果のシステムを取り入れ対応しています。

先進国と言われる日本においても、早急に改善すべき課題かと思えます。同時に、現行においては、府議会で日本共産党の黒田議員が、児童相談所現場職員である我々からも調査した「大阪府子ども家庭センターでの児童虐待相談の現状と体制」を踏まえた体制強化の必要性を質問されたように、全国でもトップレベルにある担当者一人あたりの担当件数の改善のために人員体制の強化が必要です。

労働組合としても、精力的に奮闘したいと思っています。読者の皆様のご支援よろしくお願います。

親からの怒声・威嚇に対処するシステムづくりを

「面接室で親の怒声！」が、月に何度か起こります。時には、面接室から飛び出し、威嚇しながら暴力的な姿勢を取る親もいて、担当者のみならず応援職員も一緒に泣いて止まる事態も発生しています。

私も、応援に入った際、顔面と足を蹴られることもありました。

社会問題化した児童虐待の防止のため、新たに法律も施行されましたが、私の感想では、法律施行と比例して、親等が怒声・威嚇する件数が増加しています。

何故なら、虐待が発生し通告があった際、通告内容から分離必要と判断されれば、安全確保の観点から、まず児童を保護し、その後、親等と保護したことも含めての面談をすることが多いので、「勝手に保護した」と怒りもあらわにぶつけてこられます。

同時に法律上、児童虐待相談の第一義的窓口は市町村となっていますが、役割や権限が児童相談所に実質一極集中化された法律内容ですので、親等の怒声・威嚇も当然児童相談所に集中することになります。

私は、親等から怒声・威嚇されても、児童虐待防止上現行のシステムが最良であると認識できるならば継続もやむなしと思えます。

しかし、特に、「児童の安全確認機能」や「親の安全確認機能」が同様に圧倒的アンケート結果でした。

次に、「親指導」面では、①家庭裁判所の調停機能を活用できるようにする
②調停役を果たす第三者機関を新たに創設する、
③児童虐待防止に先駆的に取り組んでいる欧米先進国では、上記アンケート結果のシステムを取り入れ対応しています。

先進国と言われる日本においても、早急に改善すべき課題かと思えます。同時に、現行においては、府議会で日本共産党の黒田議員が、児童相談所現場職員である我々からも調査した「大阪府子ども家庭センターでの児童虐待相談の現状と体制」を踏まえた体制強化の必要性を質問されたように、全国でもトップレベルにある担当者一人あたりの担当件数の改善のために人員体制の強化が必要です。

労働組合としても、精力的に奮闘したいと思っています。読者の皆様のご支援よろしくお願います。